平成２５年（フ）第１７９号
長野県安曇野市豊科510番地38
債務者　森永　康治
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮井麻由子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１８０号
長野県安曇野市豊科510番地38
債務者　森永　和子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮井麻由子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第８号
佐賀県唐津市石志4096番地１
債務者　有森　　剛
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高崎　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１１８号
神奈川県横須賀市桜が丘１丁目11番７号
債務者　川上　正士
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１９号
鹿児島県曽於郡大崎町岡別府175番地５、前住所愛知県岡崎市大門３丁目４番地２　セジュール大佳Ａ―201
債務者　徳禮　隆志
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　喜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
長崎県佐世保市白南風町16番３号、旧住所長崎県佐世保市白南風町16番41号
債務者　元山　　巧
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡会　祐二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４８４号
岐阜県羽島市福寿町間島２丁目96番地　トポフィリア105号室
債務者　菊池由喜男
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１号
北海道岩見沢市西川町503番地195
債務者　松本　則彦
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田秀太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４号
北海道小樽市オタモイ１丁目７番16号　野口アパート103号室
債務者　小林　満理
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第４８７号
茨城県笠間市上加賀田1812番地１
債務者　藤木　正人
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１号
茨城県笠間市矢野下449番地、旧住所茨城県土浦市東若松町3376番地１　ガーデンヒルズ久松309号室
債務者　米川　実希
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２９号
茨城県ひたちなか市大字東石川3139番地46
債務者　真鍋　晃子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１０号
群馬県桐生市広沢町５丁目1962番地
債務者　小松　昭子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２号
千葉県茂原市高師266番地　タウンハイツ206号
債務者　木村　光紀
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第４号
千葉県茂原市大芝426番地３
債務者　川島　正己
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第５号
富山県射水市神楽町151番地
債務者　門嶋　千春
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１６号
三重県鈴鹿市住吉２丁目15番23号　ハイムラズベリー２Ａ号室
債務者　津田　沙織（旧姓室谷）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
津地方裁判所破産係